

東温市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年8月29日

東温市監査委員 竹村俊一
同 渡部繁夫

令和6年度定期監査（施設）結果報告書

1 監査の対象施設等

実施日	対象施設	実施場所
8月19日	拝志小学校	各施設
	上林小学校	
8月21日	川内中学校	
	川上小学校	
	川上幼稚園	
	拝志保育所	
	南吉井保育所	
南吉井第二保育所		

2 監査の方法

施設の運営及び管理状況（課題等）、現金等の管理状況、備品及び郵券等の管理状況等について、提出書類に基づき、各施設で監査を行った。

3 監査の結果

(1) 施設の運営及び管理状況（課題等）

各施設とも、適正に運営及び管理されていた。

(2) 現金等の管理状況

各施設とも、適正に管理されていた。

(3) 備品及び郵券等の管理状況

施設ごとに備品の抽出調査をしたところ、適正に管理されていた。また、郵便切手等の保有状況等を調査したところ、適正に管理されていた。

(4) その他

- ア 一部の施設については、老朽化に伴い修繕が必要となる箇所が散見された。
- イ 保育所については、監査対象である全ての施設において、保育士不足や開所時間が長時間である影響などから、職員が一堂に会する場の確保が難しく、情報共有や保育の質の向上のための研修実施に苦慮しているとの意見があった。